

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月14日

船橋市長 あて



提出者

住 所 千葉県柏市豊四季1004番地

氏 名 広島建設株式会社

代表取締役 島田 秀貴

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 04-7143-1110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島建設株式会社
事業場の所在地	千葉県柏市豊四季1004番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	286億円
③従業員数	356人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・余剰材の回収、抑制。 ・梱包材の簡素化、養生材の削減。 ・発生抑制に関する情報収集。 ・一部現場の外壁材のプレカット化。 ・実寸発注の実施（木くずの削減）。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・上記の継続実施、品質向上。 ・設備材のプレカット化。 ・外壁材のプレカット化の全棟実施推進。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・木くず、ダンボール、石膏ボード、廃プラスチックを分別。 ・品目毎の専用カゴの設置。 ・分別に関する情報収集。 ・現場毎の分別作業の確認及び指導。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記の継続実施、品質向上。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・該当無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
②計画	（これまでに実施した取組） ・該当無し。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・該当無し。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・該当無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って委託できる業者の選定。 ・電子マニフェストの運用、管理。 ・可能なかぎり優良認定業者から選定する。 ・委託処分事業者の現地確認の実施。 ・再生処理を中心にした業者選定の促進。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記の継続実施。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

主な処理の工程

廃プラスチック → 破碎/圧縮 → 再利用又は埋立

紙くず → 破碎/圧縮 → 再利用

木くず → 破碎 → 再利用

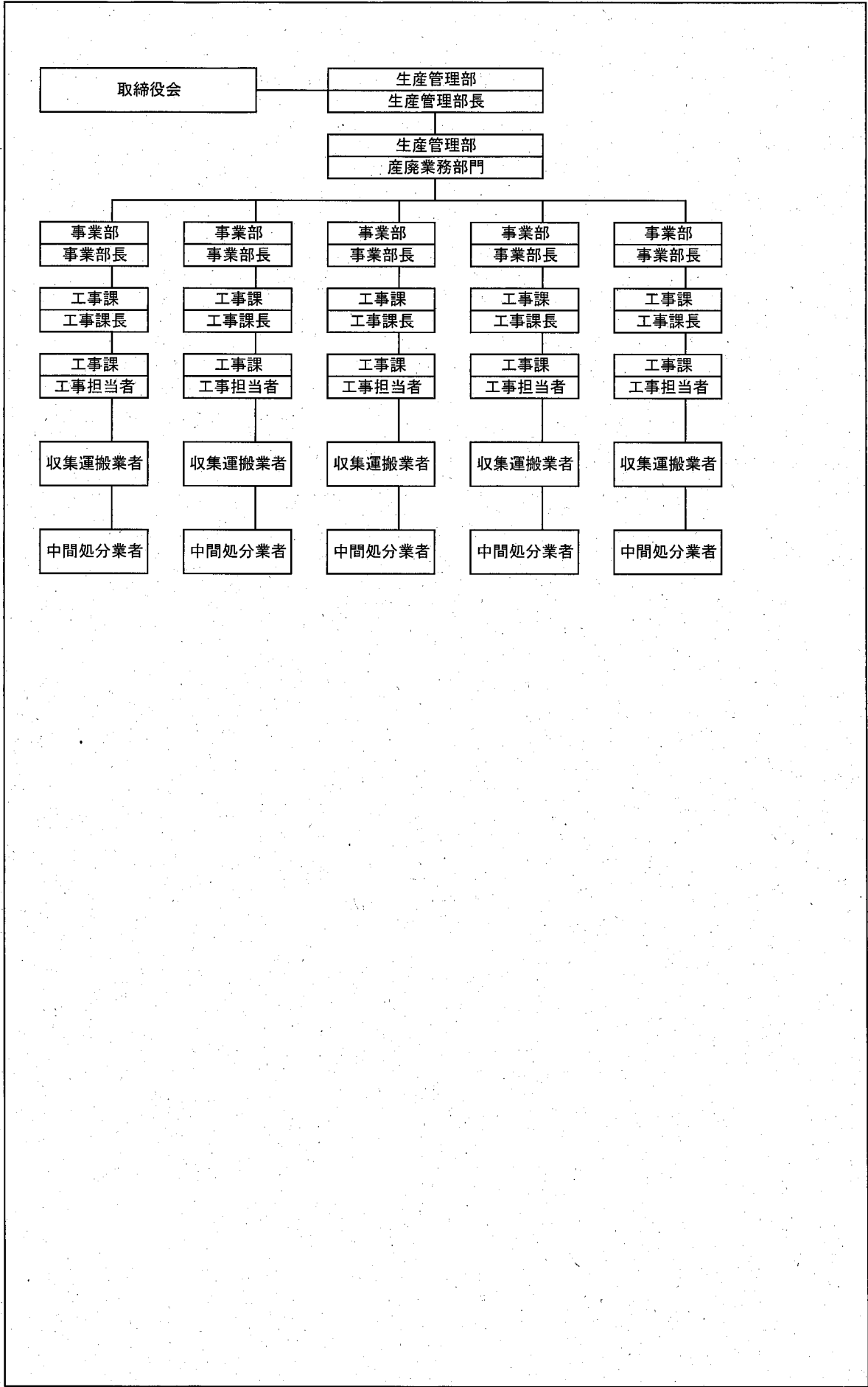
金属くず → 破碎 → 再利用

ガラス、陶磁器くず → 破碎 → 再利用又は埋立

がれき類 → 破碎 → 再利用又は埋立

収集運搬及び中間処分・最終処分を業者に委託（委託先処理業者によって内容が異なる場合有）

別添 2 管理体制図



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量

計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量	自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った(行う)量	処理の委託											
	排 出 量			自ら熱回収を 行った(行う)量		自ら中間処理により 減量した(する)量			全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		再生利用業者への 処 理 委 託 量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量			
	現状	計画		現状	計画	現状	計画		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃プラスチック類	118.70	106.83	—	—	—	—	—	—	—	—	118.70	106.83	111.70	100.53	109.20	98.28	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	1.20	1.08	—	—	—	—	—	—	—	—	1.20	1.08	1.20	1.08	1.20	1.08	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	164.50	148.05	—	—	—	—	—	—	—	—	164.50	148.05	138.00	124.20	125.00	112.50	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類	137.45	123.71	—	—	—	—	—	—	—	—	137.45	123.71	11.10	9.99	73.60	66.24	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類(石綿含有)	0.50	0.45	—	—	—	—	—	—	—	—	0.50	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	58.60	52.74	—	—	—	—	—	—	—	—	58.60	52.74	58.60	52.74	58.60	52.74	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	241.40	217.26	—	—	—	—	—	—	—	—	241.40	217.26	206.19	185.57	144.40	129.96	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	7.70	6.93	—	—	—	—	—	—	—	—	7.70	6.93	0.50	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	484.70	436.23	—	—	—	—	—	—	—	—	484.70	436.23	21.50	19.35	14.50	13.05	0.00	0.00	0.00	0.00
その他石綿含有産業廃棄物	1.00	0.90	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月14日

船橋市長 あて



提出者

住 所 千葉県柏市豊四季1004番地

氏 名 広島建設株式会社

代表取締役 島田 秀貴

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 04-7143-1110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

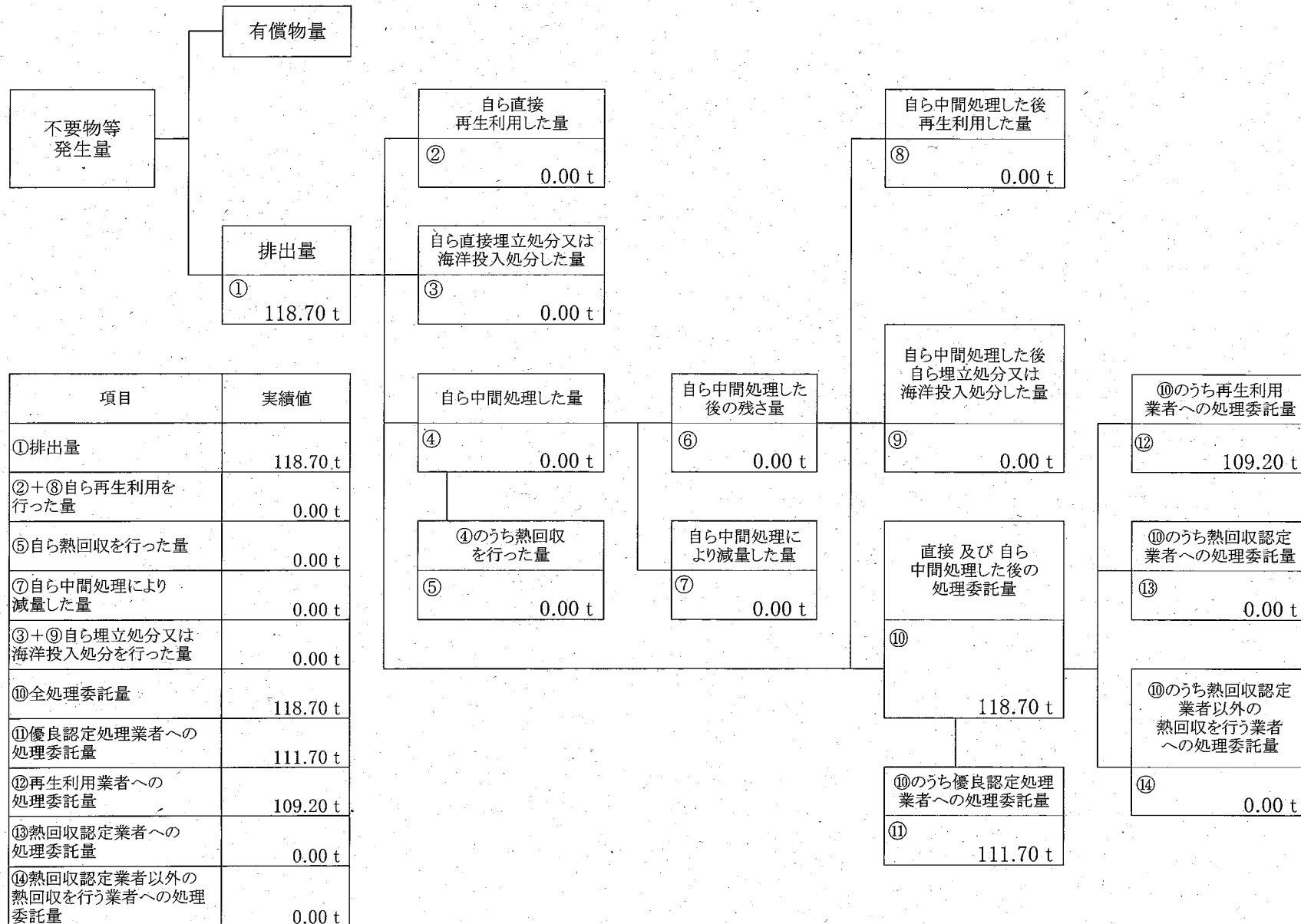
事業場の名称	広島建設株式会社
事業場の所在地	千葉県柏市豊四季1004番地
事業の種類	06 総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,280.32 t	全処理委託量	1,280.32 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	優良認定処理業者への処理委託量	868.47 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	再生利用業者への処理委託量	753.34 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



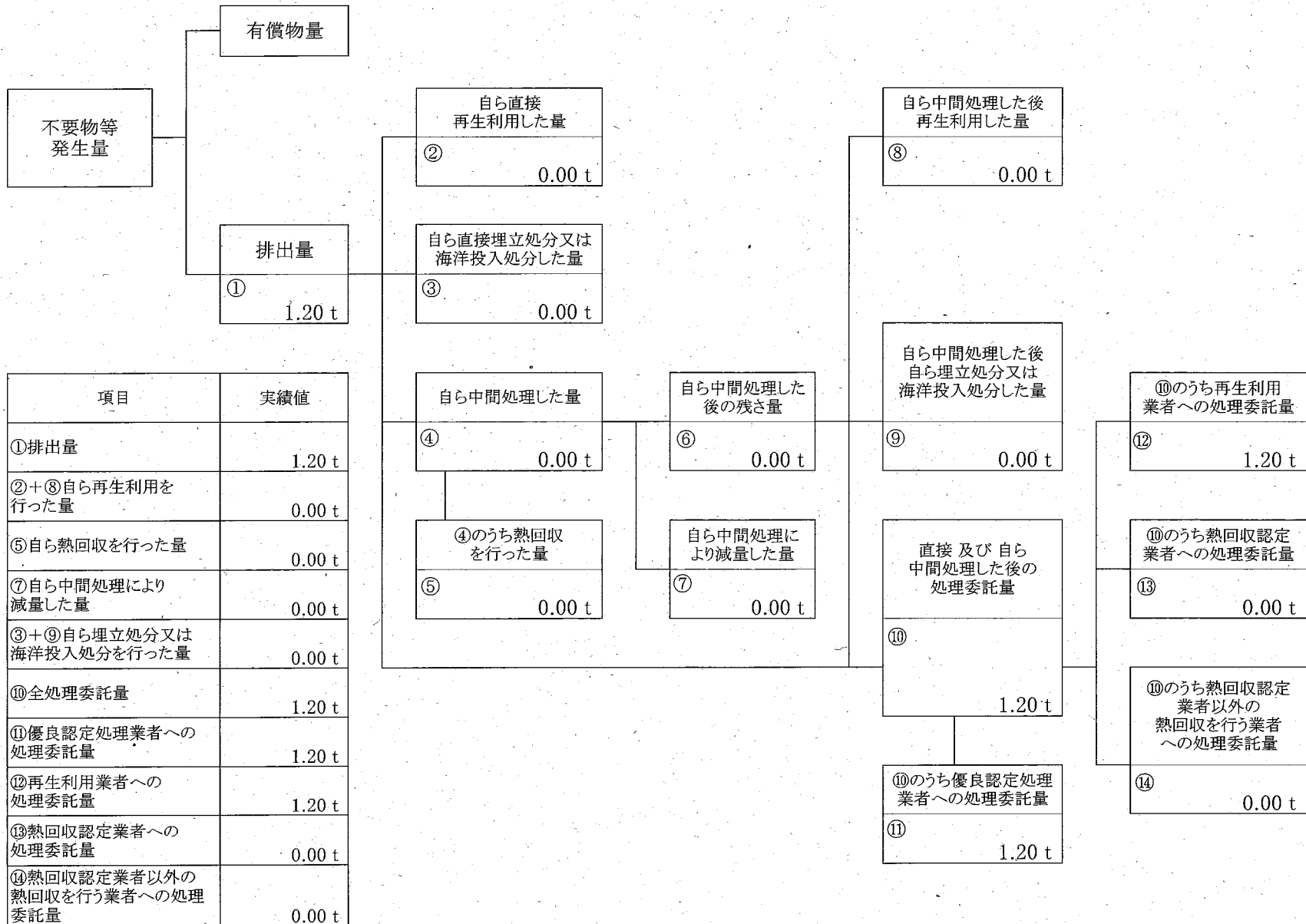
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

金属くず

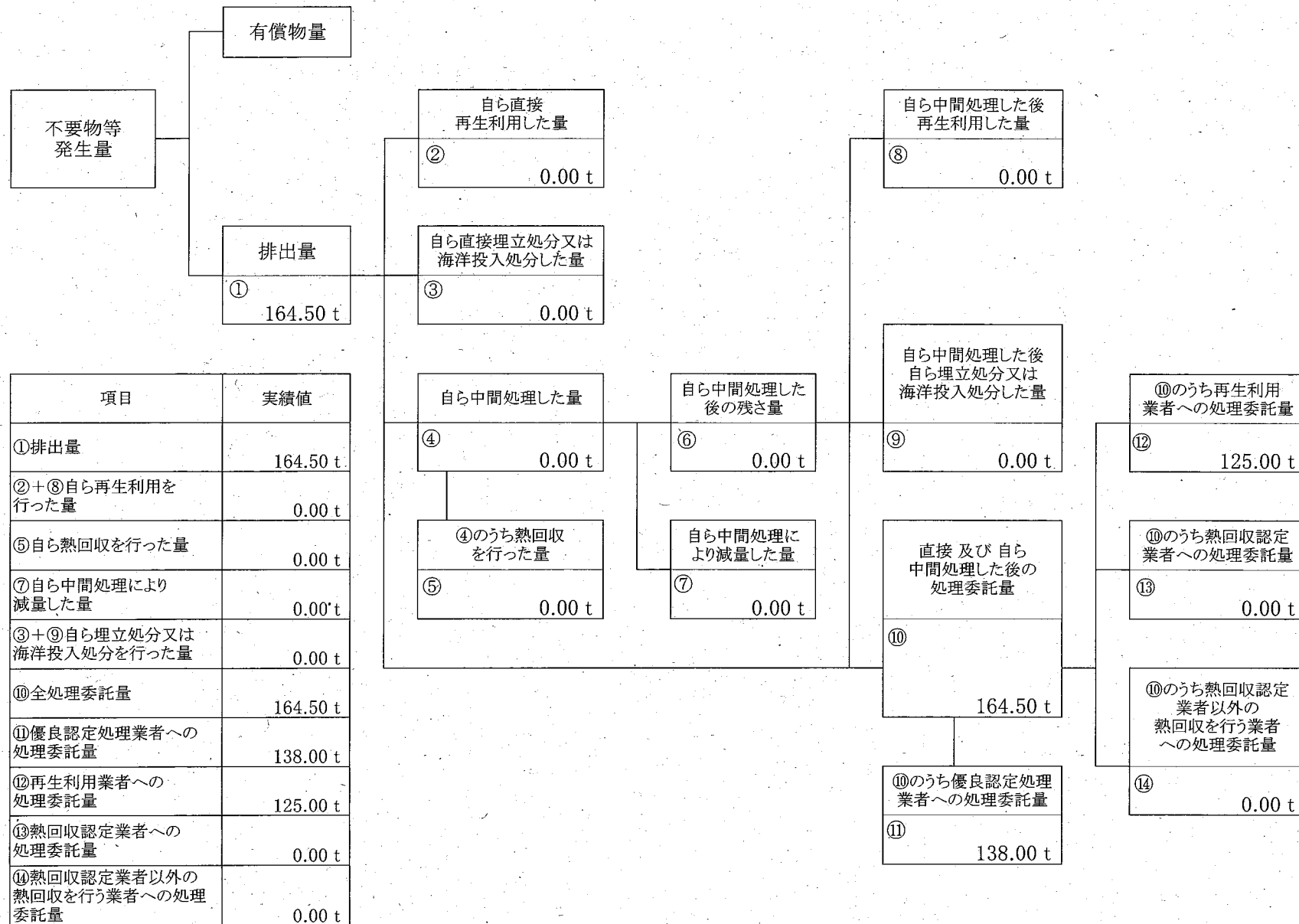
)



(第2面)

計画の実施状況

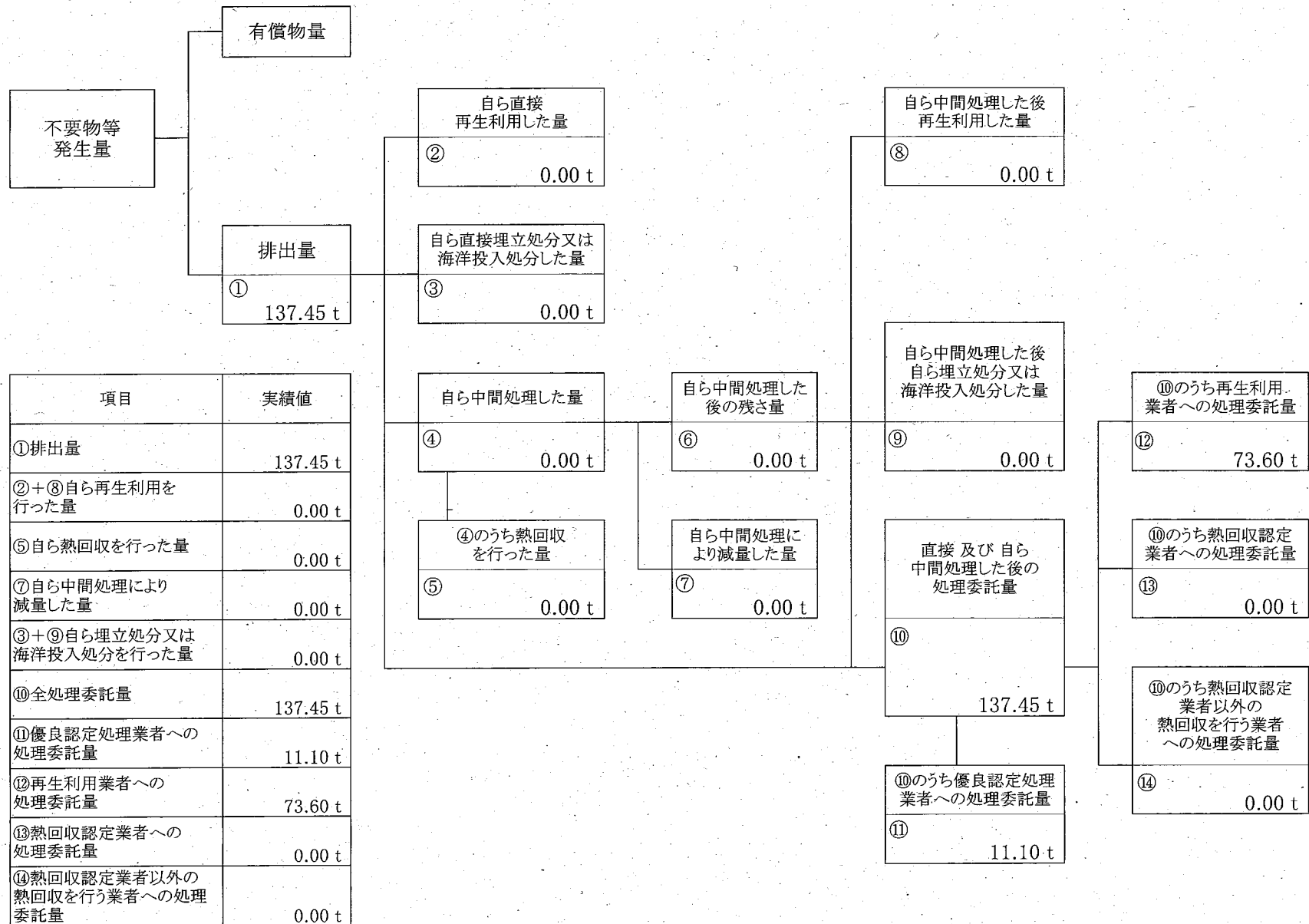
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



(第2面)

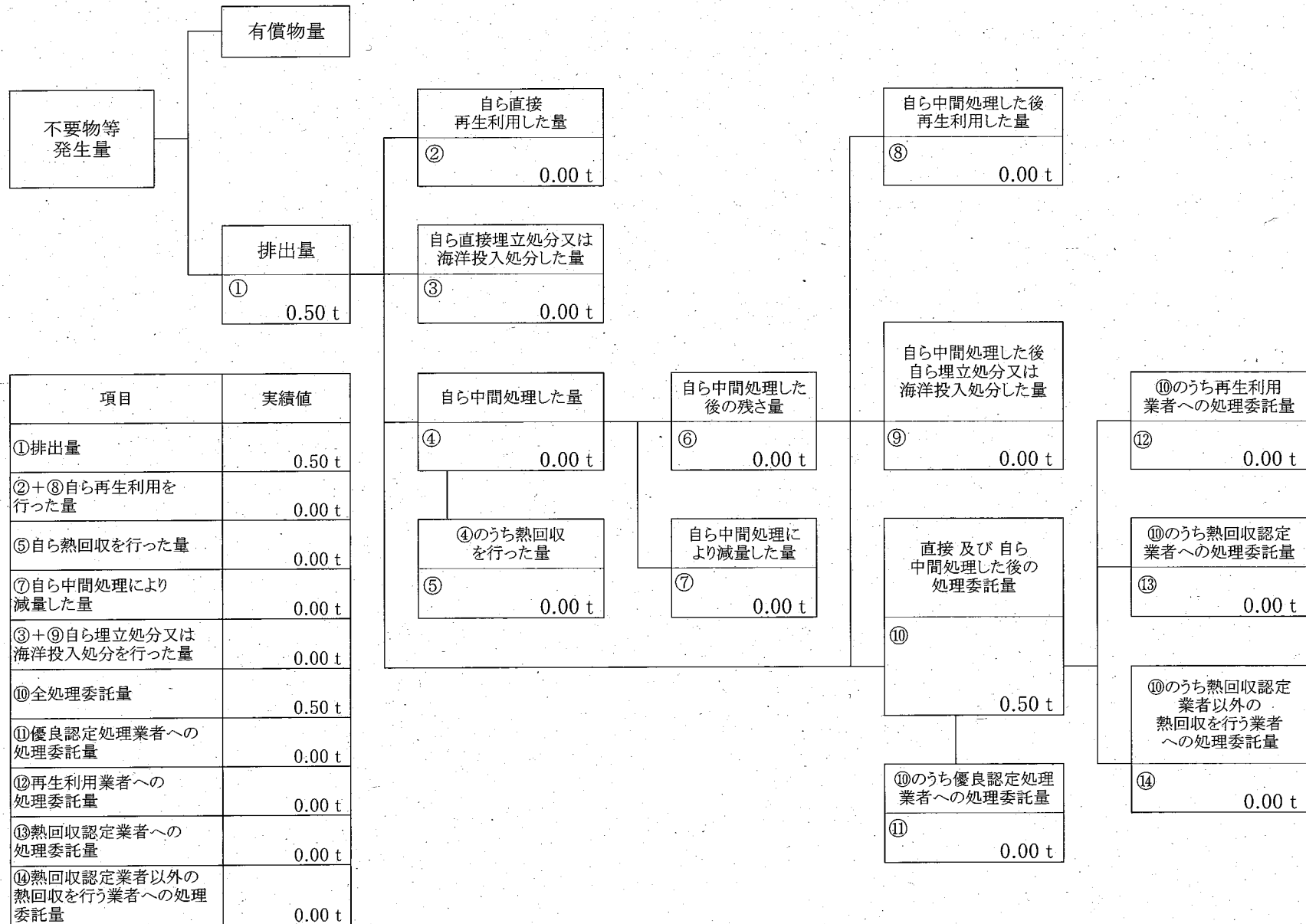
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類(石綿含有))



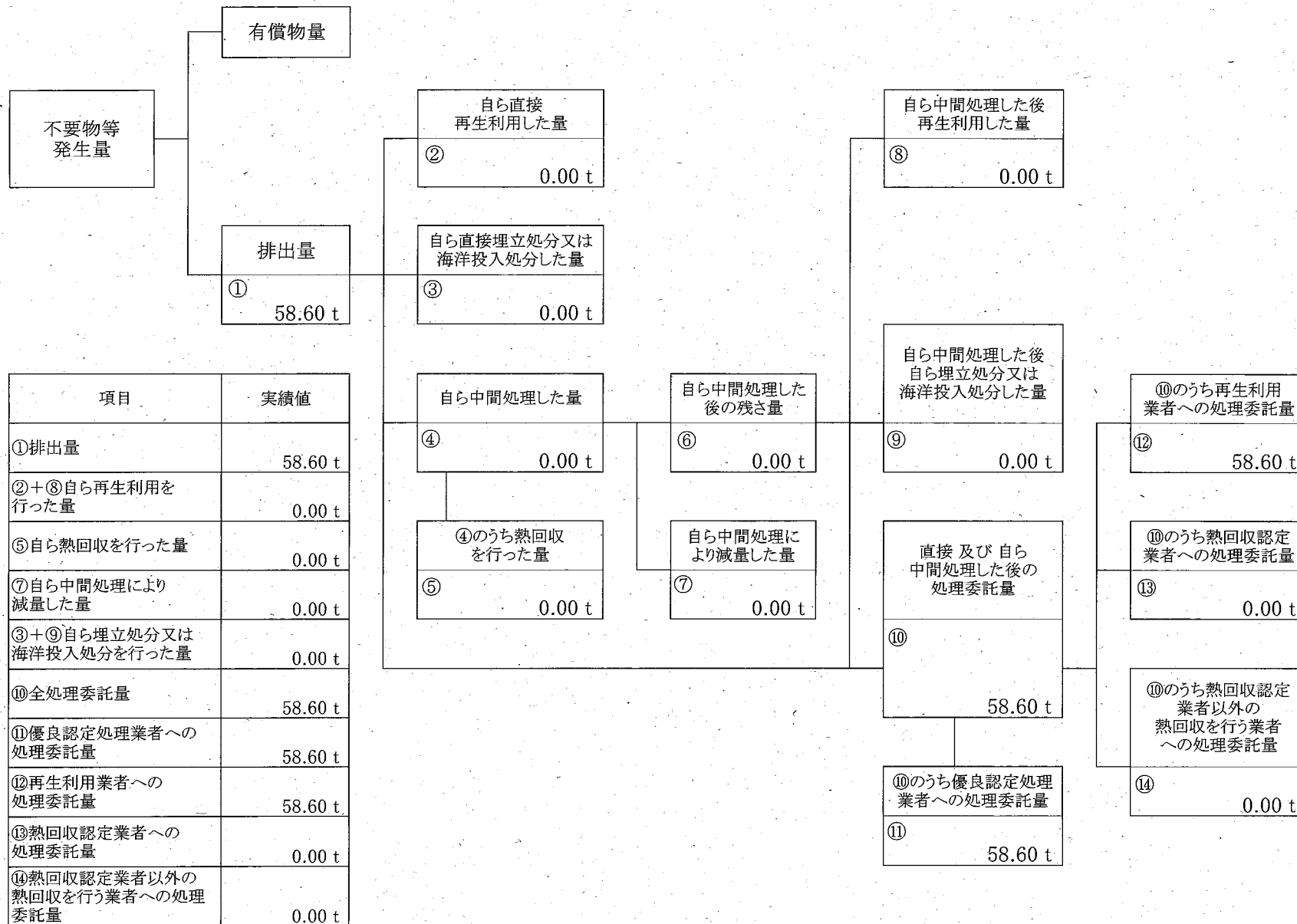
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

紙くず

)



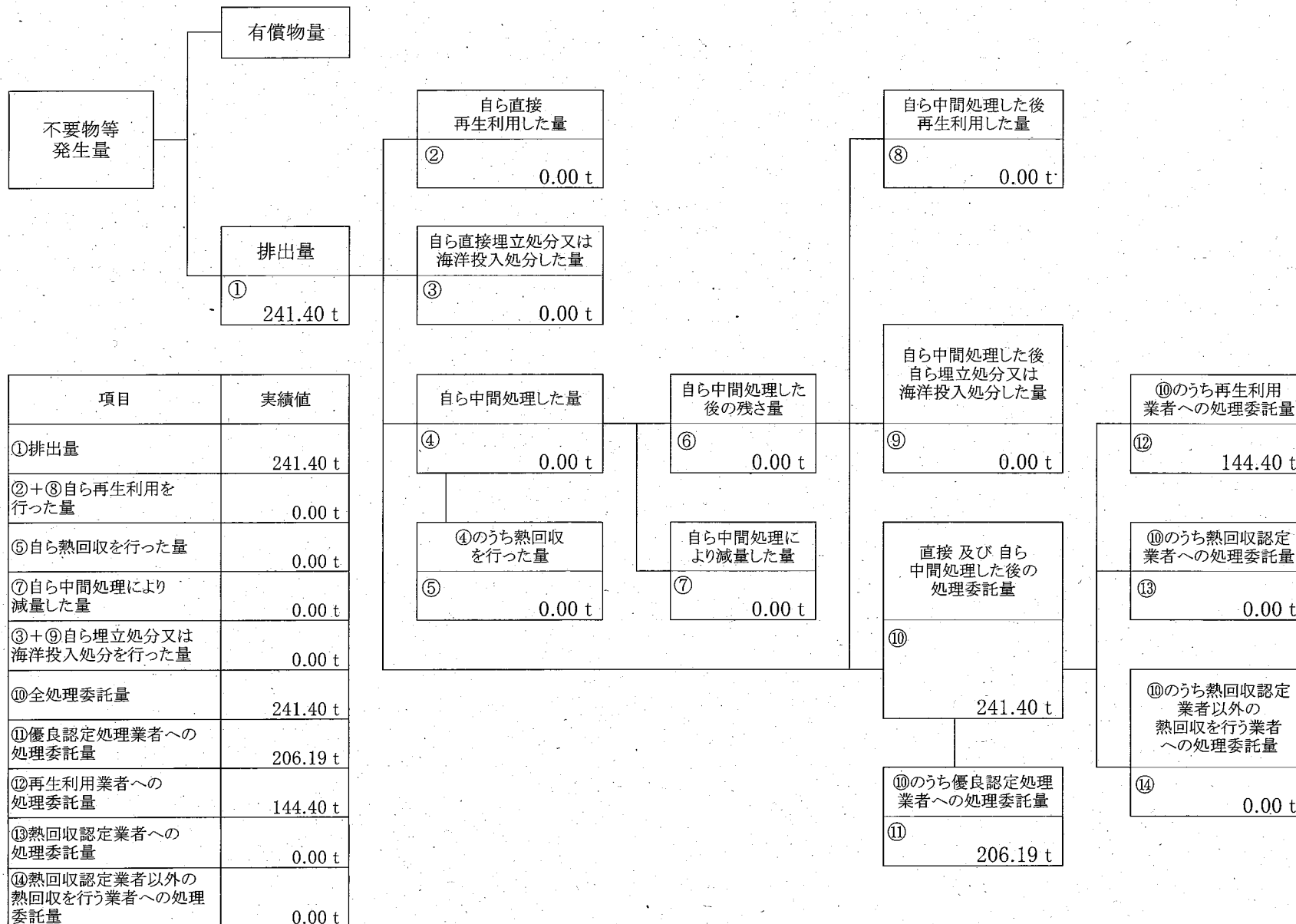
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

木くず

)



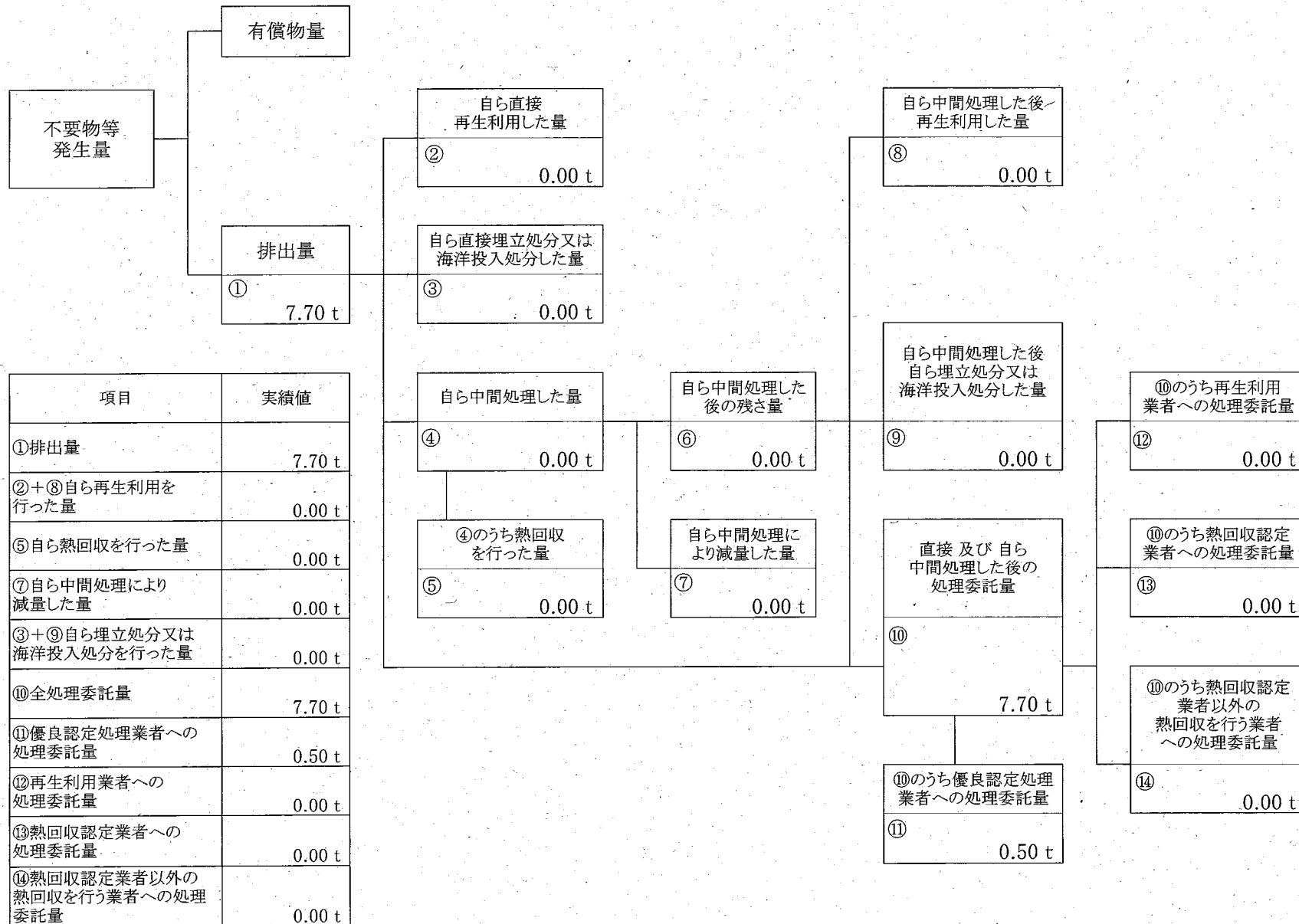
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

繊維くず

)



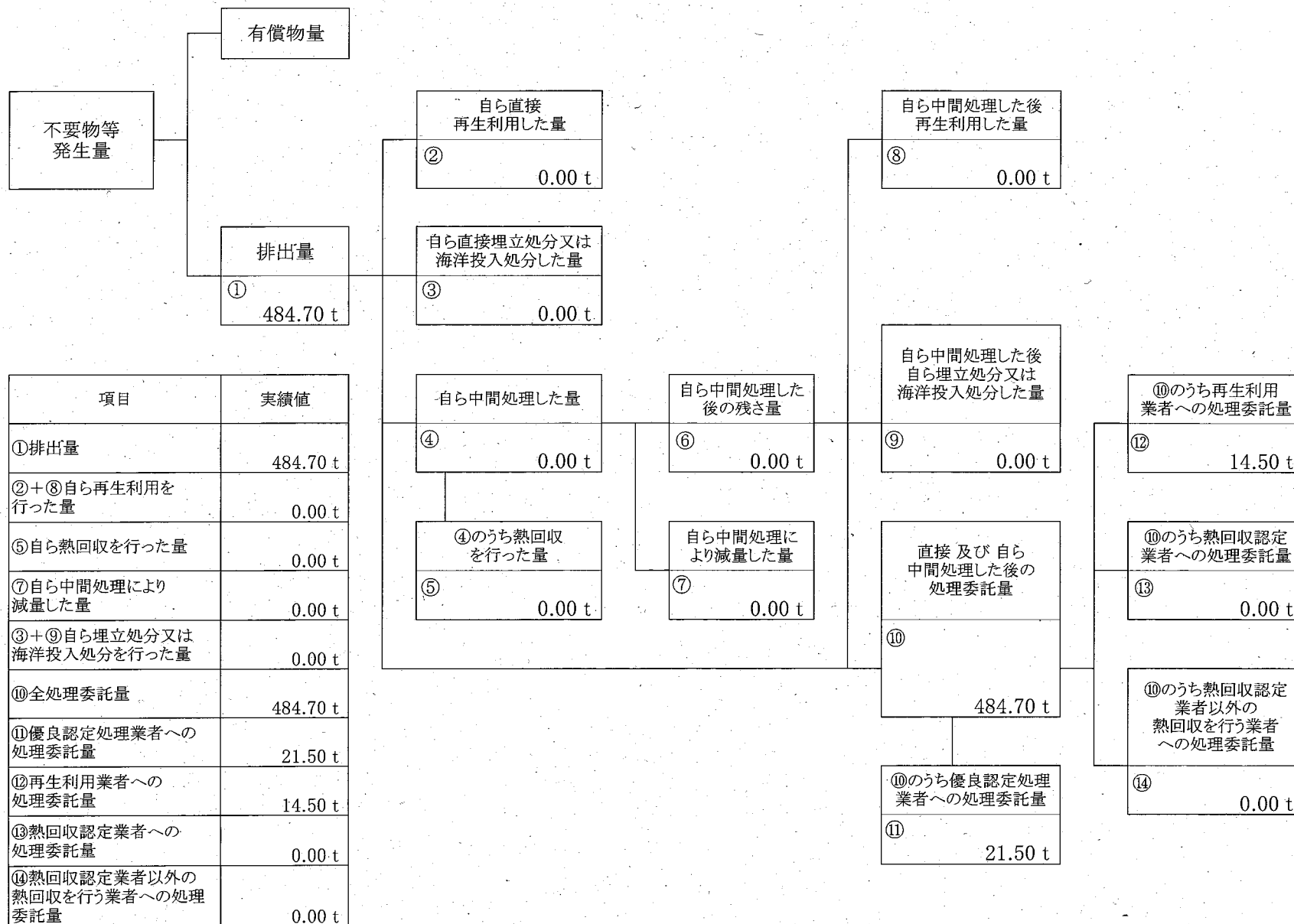
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

建設混合廃棄物

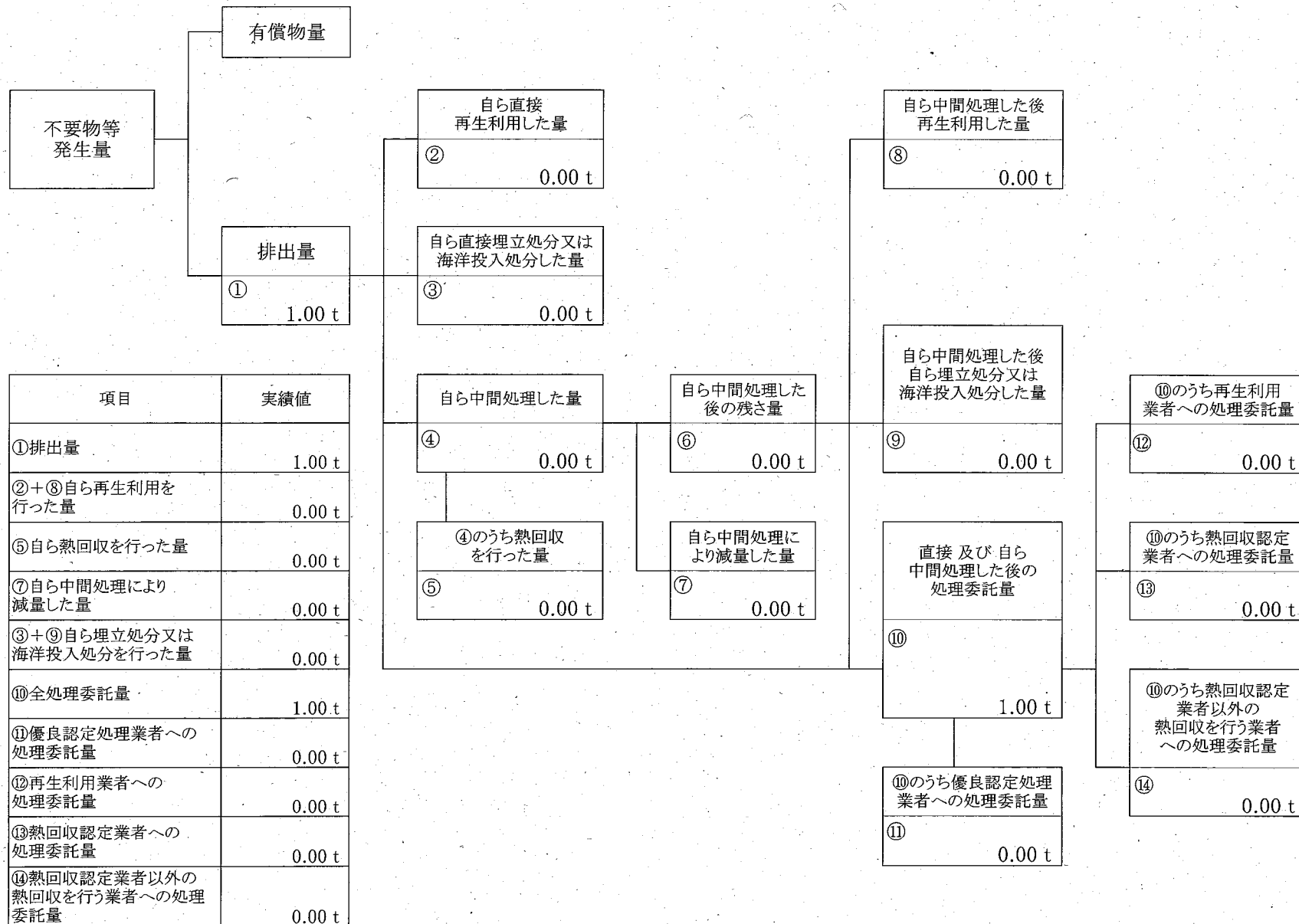
)



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: その他石綿含有産業廃棄物)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。